

浅口市発注工事における社会保険等未加入対策について

令和2年3月26日

浅口市

建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、浅口市発注工事における社会保険等(健康保険、厚生年金及び雇用保険)未加入対策として、受注者(元請負人)(以下「受注者」という。)を社会保険等加入業者に限定する等の取組を実施しているところですが、令和2年4月から、下請負人についても当該取組を実施します。

1 下請負人に対する取組

令和2年4月1日以降に入札公告、指名通知、随意契約のための見積依頼を行う浅口市と受注者とは締結した請負金額が50万円以上の工事から、受注者は、**建設業許可を有する建設業者で次に掲げる届出の義務**(以下「届出義務」という。)**を履行していない者**(届出義務がない者を除く。)(以下「社会保険等未加入建設業者」という。)**を、原則として、下請負人とすることができないこととします。**なお、届出義務の履行の有無は、施工体制台帳及び添付書類により確認します。

※届出の義務

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

2 1の取組に違反した場合の受注者へのペナルティ

令和2年4月1日以降に入札公告、指名通知、随意契約のための見積依頼を行う浅口市と受注者とは締結した請負金額が50万円以上の工事から、1の取組に違反した受注者に対しては、次のペナルティを科します。

(1) 下請契約の請負代金に応じた制裁金

① 一次下請負人であった場合

社会保険等未加入建設業者と締結した一次下請契約の最終請負代金額の10分の1に相当する額を請求します。

② 二次以降の下請負人であった場合

社会保険等未加入建設業者が締結した二次以降の下請契約の最終請負代金額の100分の5に相当する額を請求します。

(2) 指名停止等の措置

浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく、指名停止等措置を行います。

(3) 工事成績評定の減点

指名停止等の措置による工事成績評定の減点を行います。

Q & A 集（社会保険等未加入対策の強化）

Q 1 社会保険等の「等」とは何か。

A 1 健康保険（協会けんぽ、健康保険組合等）及び厚生年金保険が社会保険に分類され、雇用保険が労働保険に分類されるため、社会保険等という総称を使用しています。

Q 2 従業員（労働者）が国民健康保険組合に加入していても、社会保険等未加入建設業者となるのか。

A 2 契約を行う事業主が社会保険等に加入しているかで判断するもので、従業員（労働者）が市町村の国民健康保険に加入していても、加入義務のある事業主が未加入の場合は認められません。なお、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化したとき、又は常時使用する従業者が5人以上に増加したときに事業主として社会保険等への加入に必要な届出 процедуруを行ってれば、社会保険等未加入建設業者とはなりません。

Q 3 受注者（元請負人）は、下請負人が社会保険等に加入しているかどうかをどのように確認するのか。

A 3 下請負人が経営事項審査を受審している場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄に、加入していれば「有」又は適用除外の場合は「除外」と表示されていることから、それらの表示により確認を行うことができます。

また、下請負人が経営事項審査を受審していない場合は、各保険料の領収書等により確認を行ってください。

○健康保険又は厚生年金保険

「領収証書」、「社会保険料納入証明書（申請）書」又は「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」

○雇用保険

「領収済通知書」及び「雇用保険資格取得等確認通知書」又は「雇用保険被保険者証」

Q 4 どのような場合に社会保険等が適用除外となるのか。

A 4 健康保険及び厚生年金保険については、いわゆる一人親方や、常時雇用の従業員が5人未満である個人事業主が適用除外となります。

また、雇用保険については、『1週間の所定労働時間が20時間未満である者』や、『同一の事業主に31日以上雇用されることが見込まれない者』、『一人親方で被保険者となる労働者が0人である者』については、適用除外とされています。

なお、社会保険等において、一人親方や常用雇用の従業者等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されることから、個々の業者の適用の有無については、社会保険事務所などにご確認ください。

Q 5 社会保険等に加入していない建設業者を下請負人とする場合は、いかなる場合でも禁止されるのか。

A 5 発注者が、社会保険等に加入していない建設業者を下請負人としていることを確認した場合には、元請負人に対して社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面の提出を求め（概ね1週間以内）ます。提出された書面を元に、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合等は、例外的に認めることがあります。

Q 6 建設業許可を受けることを要しない建設業者を下請負人とする場合は禁止されるのか。

A 6 建設業許可を受けることを要しない建設業者（500万円未満の建築一式工事以外の建設工事のみを請け負うもの等）を下請負人とする場合は、禁止しておりません。

Q 7 なぜ、建設業許可を受けることを要しない建設業者を下請負人とするのが禁止されていないのか。

A 7 この取組は、企業単位で、建設業許可業者の加入率100%を目指すものであることから、建設業許可を必要としない建設業者を下請負人とすることを禁止していません。

Q 8 受注者（元請負人）に課されるペナルティーは具体的には、どのような内容か。

A 8 下請負人が社会保険等未加入であった場合（令和2年4月1日から実施）

ア 制裁金の請求

① 一次下請人であった場合

社会保険等未加入建設業者と締結した一次下請契約の最終請負代金額の10分の1に相当する額

② 二次以降の下請人であった場合

社会保険等未加入建設業者が締結した二次以降の下請契約の最終請負代金額の100分の5に相当する額

イ 指名停止

ウ 工事成績評定の減点

Q 9 当初は社会保険等に未加入であった下請負人が、社会保険等に参加した場合や、下請契約を解除した場合はどうなるのか。

A 9 社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合、原則としてペナルティーの対象となりますが、下請契約の履行が全く行われていない場合において、下請負人が社会保険等に参加したとき、又は下請契約の解除を行ったときは、ペナルティーの対象としません。

Q 10 当初は、社会保険等に参加済みとして施工体制台帳等が提出されたが、その後において、下請負人の中に社会保険等未加入建設業者がいたことが判明した場合はどうなるのか。

A 10 元請負人が確認した時点で、社会保険等が適用除外であった建設業許可を有する下請負人が、その後新たな従業者を雇用したこと等により、社会保険等の加入義務が生じた場合や、理由書面が提出され、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合を除き、ペナルティーの対象となりますので、元請負人にとっては、下請負人の選定に当たり、社会保険等の加入状況を十分に確認してください。

また、労働者の就業形態等によって適用除外とならない場合もあることから、元請負人にとっては、年金事務所等に適用除外となる要件を確認した上で判断して下さい。

Q 1 1 受注者（元請負人）が確認した時点では社会保険等が適用除外であった下請負人が、その後に新たな従業者を雇用したこと等により社会保険等の加入義務が発生した場合はどうなるのか。

A 1 1 発注者が指定する期間内に下請負人が社会保険等に加入すれば、ペナルティーの対象にはなりません。

Q 1 2 元請負人が確認した時点では、社会保険等が適用除外であった下請負人が、その後に新たな従業者を雇用したこと等により、社会保険等の加入義務が発生した場合はどうなるのか。

A 1 2 速やかに受注者に対し理由書面の提出を求めする必要があります。なお、理由書面が提出され、発注者が指定する期間内に下請負人が社会保険等に加入すれば、ペナルティーの対象にはなりません。

Q 1 3 社会保険等未加入建設業者である下請負人が、現場着手は行っていないが、既に契約の一部を履行していた場合はどうなるのか。

A 1 3 一部でも下請契約が履行されている場合は、理由書面が提出され、当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合を除き、ペナルティーの対象となります。

Q 1 4 建設業者としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか。

A 1 4 この度の取組は、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づく加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものであり、個々の労働者についてまで加入状況の確認を行うものではありません。

なお、個々の労働者でも加入義務がある場合には、適切な保険に加入する必要があります。